

平成17年 3月30日

地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議設置要綱

1. 趣旨

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域の地盤沈下防止等対策については、地盤沈下防止等対策要綱（以下、「要綱」という。）を策定し、総合的な対策を推進してきたところであり、要綱に関する関係府省の考え方と取組について情報交換及び意見交換を行うとともに、今後、施策相互の連携・協力の推進を図るため、地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議（以下、「会議」という。）を設置する。

2. 構成

会議は、別記の職にあるもの（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3. 議事

- 1) 会議は、構成員の発意に基づき任意に開催することができる。
- 2) 会議には、必要に応じて構成員の属する府省の関係部局、その他の関係者の出席を可能とする。
- 3) 会議には、必要に応じて特定の議題を検討する検討会を設けることができる。

4. 運営

会議に関する庶務は、環境省環境管理局水環境部土壤環境課地下水・地盤環境室の協力を得て、国土交通省水資源部水資源政策課において行う。

5. その他

- 1) 設置要綱の改正は、会議の合議により行う。
- 2) 設置要綱に定めるものの他、会議の運営に関して必要な事項は、会議の合議により定める。

(別 記)

内閣官房	内閣参事官
総務省	大臣官房 企画課長
財務省	大臣官房 企画官
厚生労働省	健康局 水道課長
農林水産省	農村振興局 計画部 土地改良企画課 計画調整室長
経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業グループ 産業施設課長
国土交通省	土地・水資源局 水資源部 水資源政策課長
国土交通省	河川局 河川計画課長
環境省	環境管理局 水環境部 土壤環境課 地下水・地盤環境室長

地盤沈下防止等対策要綱（濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部）の
取り扱いについて

平成17年 3月30日
地盤沈下防止等対策要綱に関する
関係府省連絡会議

1. 標記地盤沈下防止等対策要綱の各対象地域においては、概ね地盤沈下等の被害は沈静化しているが、これは標記要綱に基づく現在までの国及び地方公共団体等の施策によってもたらされていることに鑑みれば、引き続き、地盤沈下防止等対策、観測及び調査並びに地盤沈下による災害の防止又は復旧に係る取り組みを進める必要がある。
2. このため、国は、今後とも「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成7年9月5日地盤沈下防止等関係閣僚会議決定）、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成7年9月5日同閣僚会議決定）及び「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（平成3年11月29日同閣僚会議決定）に基づく施策の積極的な推進を図るものとする。
3. とりわけ、上記各要綱が定める地下水採取に係る目標量^(注)については、別添の各対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の適正な保全を図るために、引き続き保全地域及び規制地域内において達成されるべき又は遵守されるべきものである。
(注) 各要綱が定める地下水採取に係る目標量

関東平野北部		年間	4.8億m ³
濃尾平野		年間	2.7億m ³
筑後・佐賀平野	佐賀地区	年間	6百万m ³
	白石地区	年間	3百万m ³
4. 近年、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあるが、渇水時において地下水位の低下に伴う地盤沈下の拡大が見られることなど、新たな課題が顕在化していることから、各地域毎の地盤沈下防止等対策推進協議会のより一層の活用により、地盤沈下状況等の定常的な監視観測、情報交換及び短期的な地下水位の低下に起因する地盤沈下防止策等の調査・研究を推進する。
5. また、国は、関係地方公共団体に対して、今後とも上記各要綱に基づく国の施策に準じて、地域の実情に応じた施策の推進を図るよう要請するものとする。
6. なお、国は、上記各要綱の対象地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候がみられた場合には速やかに当該要綱の見直しその他の必要な措置をとるものとする。
7. 関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策について評価検討を行う。

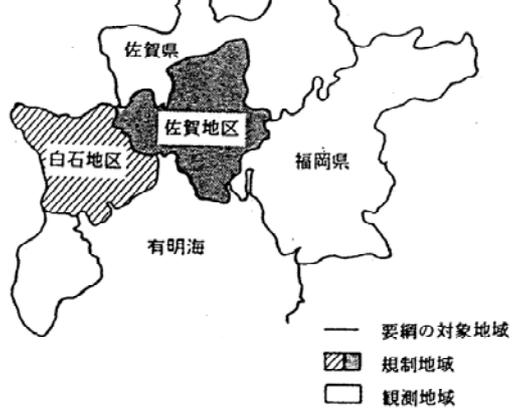
地盤沈下防止等対策要綱の概要

	濃尾平野		筑後・佐賀平野			関東平野北部	
名称	濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱		筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱			関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱	
決定年月日	昭和60年4月26日		昭和60年4月26日			平成3年11月29日	
一部改正年月日	平成7年9月5日		平成7年9月5日			—————	
目標年度	—————		—————			平成12年度	
見直し期限	平成16年度		平成16年度			—————	
地下水採取量 (規制、保全地域) m ³ /年				佐賀地区	白石地区		
	昭和57年度	4.1 億	昭和57年度	7 百万	12 百万	昭和61年度	7.2 億
	平成14年度	1.8 億	平成14年度	4 百万	4 百万	平成14年度	5.0 億
	目標量	2.7 億	目標量	6 百万	3 百万	目標量	4.8 億
対象地域	岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域		福岡県及び佐賀県の一部地域			茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域	

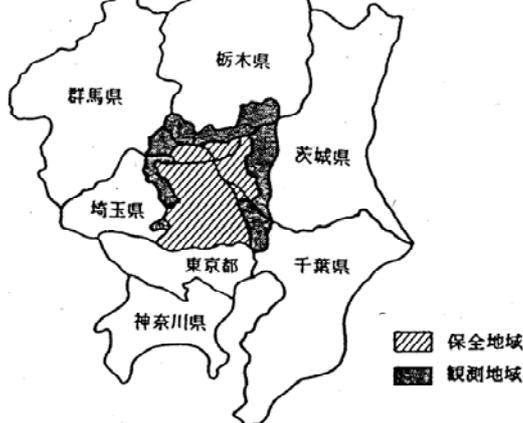
濃尾平野
要綱対象地域



筑後・佐賀平野
要綱対象地域



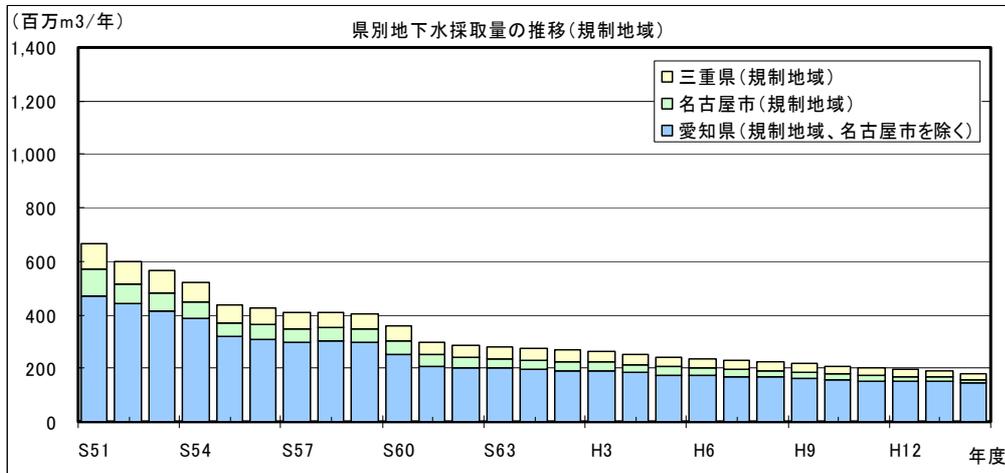
関東平野
要綱対象地域



○濃尾平野

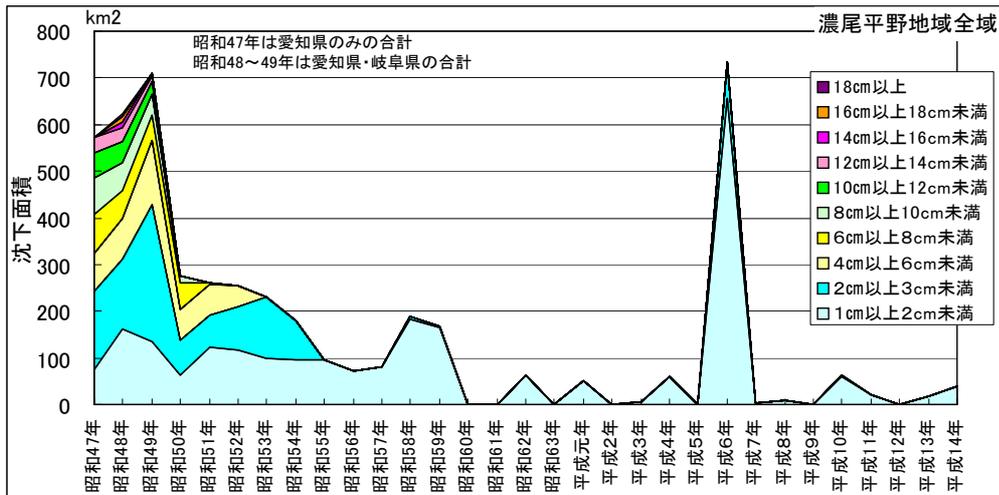
・地下水採取量の経年変化

規制地域における地下水採取量は年々低減しており、平成2年以降地下水採取目標量の年間2.7億m³を下回っている。

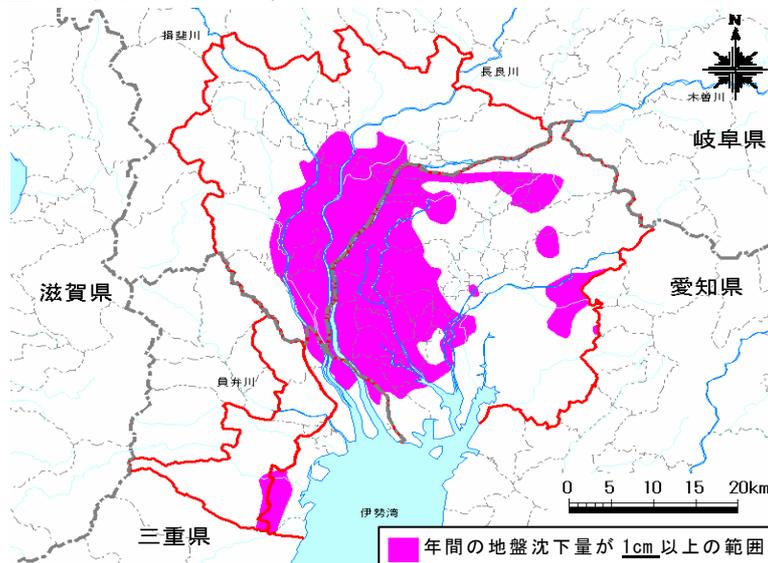


・沈下面積の経年変化

地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、平成6年にみられるよう、渇水時には地盤沈下面積が拡大する。



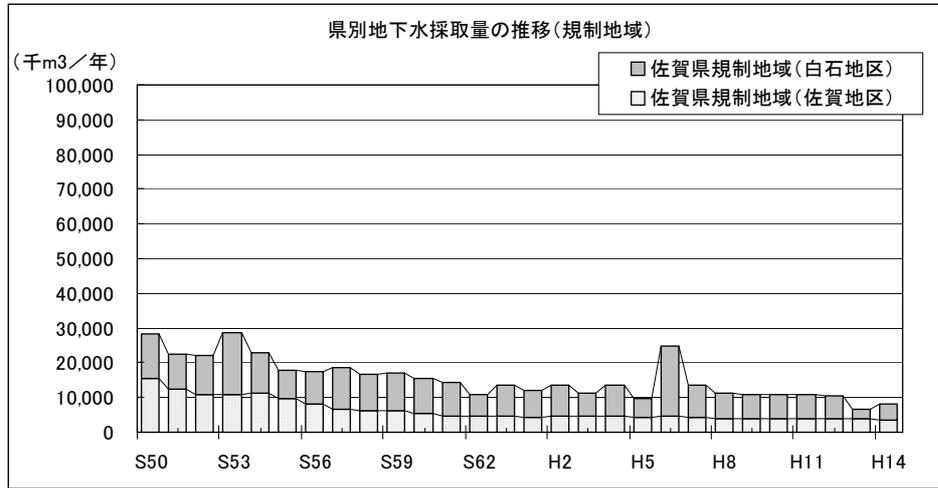
・渇水時の地盤沈下状況(平成6年)



○筑後・佐賀平野

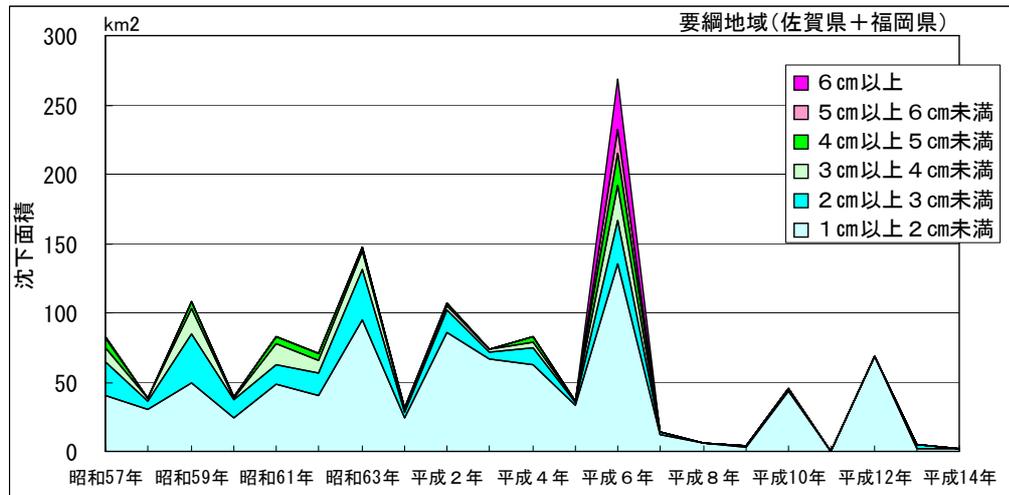
・地下水採取量の経年変化

規制地域の佐賀地区における地下水採取量は年々低減しており、地下水採取目標量の年間 600 万 m³ を下回っている。白石地区における地下水採取目標量は年間 300 万 m³ であり、平成 13 年に一旦目標量を下回ったが、平成 14 年には再び目標量を上回った。



・沈下面積の経年変化

地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、平成 6 年にみられるよう、渇水時には地盤沈下面積が拡大する。



・渇水時の地盤沈下状況 (平成 6 年)

<佐賀県>



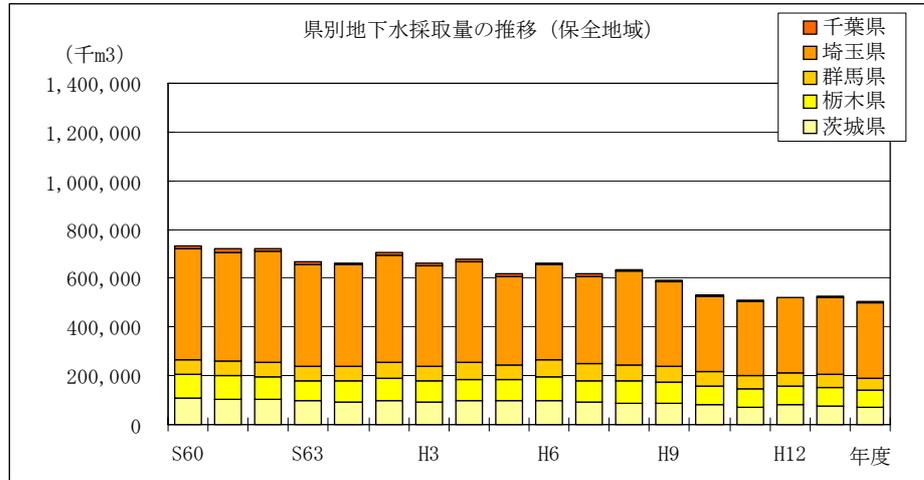
<福岡県>



○関東平野北部

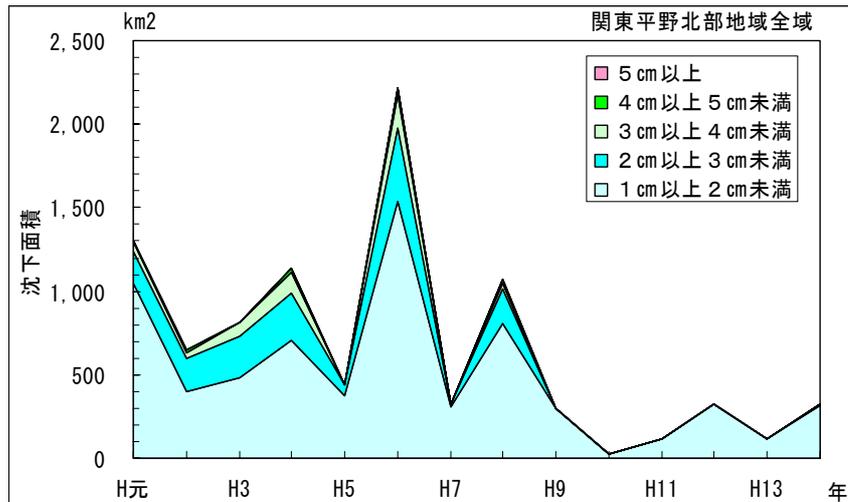
・地下水採取量の経年変化

保全地域における地下水採取量は年々低減しているが、依然、地下水採取目標量の年間4.8億m³を上回っている。



・沈下面積の経年変化

地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、平成6年にみられるよう、渇水時には地盤沈下面積が拡大する。



・渇水時の地盤沈下状況 (平成6年)

